

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成26年厚生労働省令第131号）概要

## 1. 改正の趣旨

今般成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）により、電動ファン付き呼吸用保護具が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）による型式検定及び譲渡等制限の対象に追加されるとともに、第88条第1項に基づく建設物等の設置等に係る事前の届出が廃止される等の改正がされたことから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等の厚生労働省関係省令について必要な規定の整備を行うもの。

## 2. 改正の内容

(1) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の対象への追加に伴う改正

(ア) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）

○ 登録型式検定機関の登録の区分として電動ファン付き呼吸用保護具の区分を追加する。

(イ) 機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号。以下「検定則」という。）

- 電動ファン付き呼吸用保護具の新規検定を受けようとする者が型式検定実施者に提出すべき物とその個数を定める。
- 電動ファン付き呼吸用保護具の新規検定を行う場所は、型式検定実施者の所在する場所とする。
- 型式検定の基準として、以下の事項を定める。
  - ・ 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請者（以下「申請者」という。）が有すべき検査のための設備として、二酸化炭素濃度上昇値試験設備等を定める。
  - ・ 申請者が有すべき工作責任者の基準として、一定の学歴と実務経験を有する者等を定める。
- 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定合格証の有効期間を5年とする。
- 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定合格標章の表示方法を定める。

(2) 法第88条第1項に基づく事前届出の廃止に伴う改正

改正法により建設物等の設置等に係る事前の届出（法第88条第1項）が廃止されることに伴う安衛則、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等の関係規定の削除など、所要の改正を行う。

(3) 所要の改正

(1) 及び (2) に掲げるほか、所要の改正を行う。

## 3. 公布日・施行日

○ 公布日：平成26年11月28日

○ 施行日：平成26年12月1日（改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日）